

越前おおの産業ブランド力向上計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大野市の産業のブランドの確立と推進を目指すため、越前おおの産業ブランド力向上計画（以下「計画」という。）を策定することを目的に、越前おおの産業ブランド力向上計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の具体的な施策の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び関係団体の長又は長から推薦を受けた者
- (3) 大野市職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定までの期間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(アドバイザー)

第7条 市長は委員会の円滑な運営に資するため、学識経験者によるアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、必要に応じて委員会で助言を行うことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域経済部産業政策課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。